

企業所得税法

2007年3月16日第10期全国人民代表大会第5回会議採択

同日国家主席令第63号により公布 2008年1月1日施行

2017年2月24日第12期全国人民代表大会常務委員会第26回会議改正

同日国家主席令第64号により公布 同日施行

目次

第1章	総則
第2章	納税すべき所得額
第3章	納付すべき税額
第4章	税収優遇
第5章	源泉控除・納付
第6章	特別納税調整
第7章	徴収管理
第8章	附則

第1章 総則

第1条 中華人民共和国国内において、企業及び収入を取得するその他の組織（以下「企業」と総称する。）は、これを企業所得税の納税者とし、この法律の規定により企業所得税を納付する。

2 個人独資企業及び組合企業には、この法律を適用しない。

第2条 企業は、居住者企業及び非居住者企業に分かれる。

2 この法律において「居住者企業」とは、法により中国国内において成立し、又は外国（地区）の法律により成立するけれども実際管理機構が中国国内にある企業をいう。

3 この法律において「非居住者企業」とは、外国（地区）の法律により成立し、かつ、実際管理機構が中国国内にないけれども中国国内において機構若しくは場所を設立し、又は中国国内において機構及び場所を設立していないけれども中国国内に源泉がある所得を有する企業をいう。

第3条 居住者企業は、中国国内及び国外に源泉があるその所得について企業所得税を納付しなければならない。

2 非居住者企業であって、中国国内において機構又は場所を設立するものは、その設立に係る機構又は場所が取得する中国国内に源泉がある所得及び中国国外において発生するけれどもその設立に係る機構又は場所と実際的関連がある所得について、企業所得税を納付しなければならない。

3 非居住者企業であって、中国国内において機構及び場所を設立していないもの又は機構若しくは場所を設立しているけれども取得する所得がその設立に係る

機構若しくは場所と実際的関連がないものは、中国国内に源泉があるその所得について企業所得税を納付しなければならない。

第4条 企業所得税の税率は、これを25パーセントとする。

2 非居住者企業が前条第3項所定の所得を取得する場合には、適用税率は、これを20パーセントとする。

第2章 納税すべき所得額

第5条 企業の各納税年度の収入総額から徴税しない収入、免税収入、各種控除及び補填が許される以前の年度の欠損を減じた後の残額は、これを納税すべき所得額とする。

第6条 企業が貨幣の形式及び貨幣以外の形式で各種源泉から取得する収入は、これを収入総額とする。これには、次に掲げるものが含まれる。

- (1) 貨物販売収入
- (2) 役務提供収入
- (3) 財産譲渡収入
- (4) 配当及び特別配当等の権益性投資収益
- (5) 利息収入
- (6) リース料収入
- (7) ライセンスに係る権利の使用料収入
- (8) 寄贈受入収入
- (9) その他の収入

第7条 収入総額中の次に掲げる収入は、これらを徴税しない収入とする。

- (1) 財政割当金
- (2) 法により収受し、かつ、財政管理に組み入れる行政事業性費用及び政府性基金
- (3) 國務院所定のその他の徴税しない収入

第8条 企業に実際に発生し、収入の取得と関係する合理的な支出には、原価、費用、税金、損失その他の支出が含まれる。納税すべき所得額を計算する際には、これらを控除することを許可する。

第9条 企業に生ずる公益性寄贈支出の年度利益総額の12パーセント以内の部分は、納税すべき所得額を計算する際には、これを控除することを許可する。12パーセントを超える部分は、繰り越して以後3年以内に納税すべき所得額を計算する際には、これを控除することを許可する。

第10条 納税すべき所得額を計算する際には、次に掲げる支出は、これらを控除してはならない。

- (1) 投資家に対し支払う配当及び特別配当等の権益性投資収益金
- (2) 企業所得税税金
- (3) 税収滞納金
- (4) 刑事罰としての罰金、行政罰としての罰金及び没収される財物の損失
- (5) 前条所定以外の寄贈支出
- (6) 賛助支出
- (7) 査定を経していない引当金支出
- (8) 収入の取得と関係がないその他の支出

第11条 納税すべき所得額を計算する際には、企業が規定に従い計算する固定資産減価償却額は、これを控除することを許可する。

- 2 次に掲げる固定資産については、減価償却額を計算・控除してはならない。
- (1) 家屋及び建物以外の使用に投入されていない固定資産
 - (2) オペレーティング・リース方式により賃借する固定資産
 - (3) ファイナンス・リース方式により賃貸する固定資産
 - (4) 既に減価償却額の全額を控除したけれども、なお使用を継続する固定資産
 - (5) 経営活動と関係がない固定資産
 - (6) 単独で価額を評価し固定資産として記帳する土地
 - (7) 減価償却額を計算・控除してはならないその他の固定資産

第12条 納税すべき所得額を計算する際には、企業が規定に従い計算する無形資産の償却費用は、これを控除することを許可する。

- 2 次に掲げる無形資産については、償却費用を計算・控除してはならない。
- (1) 自ら開発し、支出が納税すべき所得額を計算する際に既に控除されている無形資産
 - (2) 自ら創造したのれん
 - (3) 経営活動と関係がない無形資産
 - (4) 償却費用を計算・控除してはならないその他の無形資産

第13条 納税すべき所得額を計算する際には、企業に生じた次に掲げる支出は、これらを長期前払費用とし、規定に従い償却する場合には、控除することを許可する。

- (1) 既に減価償却額の全額を控除した固定資産の改造建設支出
- (2) 賃借した固定資産の改造建設支出
- (3) 固定資産の大修理支出
- (4) 長期前払費用とすべきその他の支出

第14条 企業の対外投資期間において、投資資産の原価は、納税すべき所得額を計算する際には、これを控除してはならない。

第15条 企業が棚卸資産を使用し、又は販売し、規定に従い計算する棚卸資産原価は、納税すべき所得額を計算する際には、これを控除することを許可する。

第16条 企業が資産を譲渡した場合において、当該資産の純価値は、納税すべき所得額を計算する際には、これを控除することを許可する。

第17条 企業が企業所得税を集計・計算して納付する際には、その国外営業機構の欠損は、これを国内営業機構の利益と相殺してはならない。

第18条 企業の納税年度に生じた欠損は、以後の年度にこれを繰り越し、以後の年度の所得を用いて補填することを許可する。ただし、繰越年限は、最長でも5年を超えてはならない。

第19条 非居住者企業は、第3条第3項所定の所得を取得した場合には、次に掲げる方法に従いその納税すべき所得額を計算する。

- (1) 配当及び特別配当等の権益性投資収益並びに利息、リース料及びライセンスに係る権利の使用料所得については、収入全額を納税すべき所得額とする。
- (2) 財産譲渡所得については、収入全額から財産の純価値を減じた後の残額を納税すべき所得額とする。
- (3) その他の所得については、前二号所定の方法を参照して納税すべき所得額を計算する。

第20条 この章所定の収入及び控除の具体的な範囲及び標準並びに資産の税務処理の具体的な弁法は、国务院の財政及び税務主管部門がこれを定める。

第21条 納税すべき所得額を計算する場合において、企業の財務又は会計処理

方法が税収の法律又は行政法規の規定と一致しないときは、税収の法律又は行政法規の規定により計算しなければならない。

第 3 章 納付すべき税額

第 22 条 企業の納税すべき所得額に適用税率を乗じ、税収優遇に関するこの法律の規定により減免し、及び控除する税額を減じた後の残額は、これを納付すべき税額とする。

第 23 条 企業が取得した次に掲げる所得につき既に国外において納付した所得税の税額は、その当期に納付すべき税額からこれを控除することができる。控除限度額については、当該所得につきこの法律の規定により計算される納付すべき税額とする。控除限度額を超える部分については、以後の 5 年度内において、各年度の控除限度額から当該年度に控除すべき税額を控除した後の残額を用いて控除することができる。

- (1) 居住者企業の中国国外に源泉がある納税すべき所得
- (2) 非居住者企業が中国国内において機構又は場所を設立して取得した、中国国外において生じたけれども当該機構又は場所と实际的関連がある納税すべき所得

第 24 条 居住者企業が自ら直接に、又は間接に支配する外国企業から取得した中国国外に源泉がある配当及び特別配当等の権益性投資収益については、外国企業が国外において実際に納付した所得税の税額のうち当該所得による負担に属する部分を当該居住者企業の国外所得税の税額控除可能部分とし、前条所定の控除限度額内において控除することができる。

第 4 章 税収優遇

第 25 条 国は、発展を重点的に扶助・支持し、及び奨励する産業及びプロジェクトに対して、企業所得税の優遇を与える。

第 26 条 企業の次に掲げる収入は、これらを免税収入とする。

- (1) 国債の利息収入
- (2) 条件に適合する居住者企業相互間の配当及び特別配当等の権益性投資収益
- (3) 中国国内において機構又は場所を設立している非居住者企業が居住者企業から取得する、当該機構又は場所と实际的関連がある配当及び特別配当等の権益性投資収益
- (4) 条件に適合する非営利組織の収入

第 27 条 企業の次に掲げる所得については、企業所得税の徴収を免除し、又は軽減することができる。

- (1) 農業、林業、牧畜業又は漁業プロジェクトへの従事に係る所得
- (2) 国が重点的に扶助・支持する公共基礎施設プロジェクトの投資・経営への従事に係る所得
- (3) 条件に適合する環境保護及び省エネルギー・節水プロジェクトへの従事に係る所得
- (4) 条件に適合する技術譲渡所得
- (5) 第 3 条第 3 項所定の所得

第 28 条 条件に適合する小型の利益が薄い企業については、軽減された 20 パーセントの税率に従い企業所得税を徴収する。

2 国が重点的に扶助・支持する必要がある高度新規技術企業については、軽減

された 15 パーセントの税率に従い企業所得税を徴収する。

第 29 条 民族自治地方の自治機関は、当該民族自治地方の企業が納付すべき企業所得税のうち地方による享受に属する部分について、徴収を軽減し、又は免除する旨を決定することができる。自治州又は自治県は、徴収を軽減し、又は免除する旨を決定した場合には、必ず省、自治区又は直轄市の人民政府に報告して承認を受けなければならない。

第 30 条 企業の次に掲げる支出は、納税すべき所得額を計算する際には、これらを加算して控除することができる。

- (1) 新技術、新製品又は新プロセスの開発において生ずる研究開発費用
- (2) 身体障害者及び国が安定配置を奨励するその他の就業人員を安定配置するのに支払う賃金

第 31 条 ベンチャー投資企業であって、国が重点的に扶助・支持し、及び奨励する必要があるベンチャー投資に従事するものは、投資額の一定比率に従い、納税すべき所得額を控除することができる。

第 32 条 企業の固定資産につき技術進歩等の原因により加速減価償却をする必要が確実にある場合には、減価償却年限を短縮し、又は加速減価償却の方法を採用することができる。

第 33 条 企業が資源を総合利用し、国の産業政策の規定に適合する製品を生産して取得した収入については、納税すべき所得額を計算する際には、収入を減じて計算することができる。

第 34 条 企業が環境保護、省エネルギー・節水及び安全生産等に用いる専用設備を購入する投資額については、一定比率に従い税額控除を実行することができる。

第 35 条 この法律所定の税収優遇の具体的弁法は、国务院がこれを定める。

第 36 条 国民経済及び社会発展の必要に基づき、又は突発的事件等の原因により企業の経営活動に重大な影響が生じた場合には、国务院は、企業所得税専用項目優遇政策を制定することができ、全国人民代表大会常務委員会に報告してファイリングする。

第 5 章 源泉控除・納付

第 37 条 非居住者企業が取得する第 3 条第 3 項所定の所得につき納付すべき所得税については、源泉控除・納付を実行し、支払人を控除・納付義務者とする。税金については、控除・納付義務者が各回に支払うごとに、又は期限が到来して支払うべき際に、支払い、又は期限が到来して支払うべき金額から控除・納付する。

第 38 条 非居住者企業が中国国内において取得する工事作業及び役務所得につき納付すべき所得税について、税務機関は、工事代金又は役務料の支払人を指定して控除・納付義務者とすることができる。

第 39 条 前二条の規定により控除・納付すべき所得税について、控除・納付義務者が法どおりに控除・納付せず、又は控除・納付義務を履行するすべがない場合には、納税者が所得発生地において納付する。納税者が法どおりに納付していない場合には、税務機関は、当該納税者の中国国内におけるその他の収入項目の支払人が納付すべき金額から当該納税者の納付すべき税金を追徴することができる。

第 40 条 控除・納付義務者が各回に代理控除する税金は、代理控除した日から 7 日以内にこれを国庫に納付し、かつ、所在地の税務機関に対し企業所得税控除・納付報告表を報告・送付しなければならない。

第6章 特別納税調整

第41条 企業とその関連当事者との間の業務取引が独立取引の原則に適合せず、企業又はその関連当事者の納税すべき収入又は所得額を減少させる場合には、税務機関は、合理的方法に従い調整する権限を有する。

2 企業とその関連当事者とが無形資産を共同して開発し、若しくは譲り受け、又は役務を共同して提供し、若しくは受け入れて生ずる原価については、納税すべき所得額を計算する際には、独立取引の原則に従い配賦をしなければならない。

第42条 企業は、税務機関に対しその関連当事者との間の業務取引の価格決定原則及び計算方法を提出することができる。税務機関は、企業と協議・確認した後に、価格決定事前約定手配を達成する。

第43条 企業は、税務機関に対し年度企業所得税納税申告書を報告・送付する際には、自己と関連当事者との間の業務取引について、年度関連業務取引報告書を添付して送付しなければならない。

2 税務機関が関連業務調査をする際には、企業及びその関連当事者並びに関連業務調査と関係するその他の企業は、規定に従い関連資料を提供しなければならない。

第44条 企業がその関連当事者との間の業務取引資料を提供せず、又は虚偽の、若しくは不完全な資料を提供し、その関連業務取引の状況を真実に反映することができない場合には、税務機関は、法によりその納税すべき所得額を査定する権限を有する。

第45条 居住者企業が、又は居住者企業及び中国の居住者が支配し、実際税負担が第4条第1項所定の税率水準を明らかに下回る国（地区）に設立する企業が合理的な経営上の必要以外の事由により利益について分配をせず、又は分配を減少させた場合には、上記利益のうち当該居住者企業に帰属すべき部分は、これを当該居住者企業の当期収入に算入しなければならない。

第46条 企業がその関連当事者から受ける債権性投資と權益性投資との比率が所定の標準を超えて生じた利息支出は、納税すべき所得額を計算する際には、これを控除してはならない。

第47条 企業が合理的な商業目的を有しないその他の手配を実施してその納税すべき収入又は所得額を減少させた場合には、税務機関は、合理的方法に従い調整する権限を有する。

第48条 税務機関は、この章の規定により納税調整をする場合において、税金を補足して徴収する必要があるときは、税金を補足して徴収し、かつ、国务院の規定に従い利息を加算して収受しなければならない。

第7章 徴収管理

第49条 企業所得税の徴収管理については、この法律の規定のほか、「税収徴収管理法」の規定により執行する。

第50条 税収に係る法律又は行政法規に別段の定めがある場合を除き、居住者企業は、企業の登記・登録場所を納税場所とする。ただし、登記・登録地が国外にある場合には、実際管理機構の所在地を納税場所とする。

2 居住者企業であって、中国国内において法人格を有しない営業機構を設立しているものは、企業所得税を集計・計算し、かつ、納付しなければならない。

第51条 非居住者企業が第3条第2項所定の所得を取得する場合には、機構又は場所の所在地を納税場所とする。非居住者企業であって、中国国内において2つ

以上の機構又は場所を設立しているものは、税務機関の審査・承認を経て、その主たる機構又は場所が企業所得税を集計・納付することを選択することができる。

2 非居住者企業が第3条第3項所定の所得を取得する場合には、控除・納付義務者の所在地を納税場所とする。

第52条 国務院に別段の定めのある場合を除き、企業相互間においては、企業所得税を連結して納付してはならない。

第53条 企業所得税は、これを納税年度に従い計算する。納税年度は、これを西暦1月1日から12月31日までとする。

2 企業は、1納税年度の間中に開業し、又は経営活動を終了し、当該納税年度の実際経営期間が12か月未満である場合には、その実際経営期間を1納税年度としなければならない。

3 企業は、法により清算する場合には、清算期間を1納税年度としなければならない。

第54条 企業所得税については、月ごとに、又は四半期ごとに予納する。

2 企業は、月又は四半期終了日から15日以内に、税務機関に対し企業所得税予納納税申告書を報告・送付し、税金を予納しなければならない。

3 企業は、年度終了の日から5か月以内に、税務機関に対し年度企業所得税納税申告書を報告・送付し、かつ、集計・計算して清算・納付し、納付すべき、又は還付すべき税金の清算を結了しなければならない。

4 企業は、企業所得税納税申告書を報告・送付する際には、規定に従い財務会計報告その他の関係資料を添付して送付しなければならない。

第55条 企業は、年度中間において経営活動を終了する場合には、実際に経営が終了した日から60日以内に、税務機関に対し当期の企業所得税集計・計算及び清算・納付手続をしなければならない。

2 企業は、抹消登記手続をする前に、その清算所得について税務機関に対し企業所得税を申告し、かつ、法により納付しなければならない。

第56条 この法律により納付する企業所得税については、人民幣により計算する。所得が人民幣以外の貨幣により計算される場合には、人民幣に換算して税金を計算し、かつ、納付しなければならない。

第8章 附則

第57条 この法律の公布前に既に設立が認可されている企業であつて、その当時の税収に係る法律及び行政法規の規定により低税率の優遇を享受するものは、国務院の規定に従い、この法律施行後5年内において、この法律所定の税率に逐次移行することができる。期間を定めた税減免優遇を享受するものは、国務院の規定に従い、この法律施行後において期間が満了するまで享受を継続することができる。ただし、利益を取得していないことにより優遇を享受していないものについては、優遇期間は、この法律の施行年度から起算する。

2 法律により設置される対外経済合作及び技術交流を發展させる特定地区内並びに国務院が上記地区の特殊政策の執行を既に規定している地区内において新たに設立される国が重点的に扶助・支持する必要がある高度新規技術企業は、移行性税収優遇を享受することができる。具体的弁法は、国務院がこれを定める。

3 国が既に確定しているその他の奨励類企業は、国務院の規定に従い税減免優遇を享受することができる。

第58条 中華人民共和国政府が外国政府と締結する税収に関する協定にこの

法律と異なる規定がある場合には、協定の規定により取り扱う。
第 59 条 国務院は、この法律に基づき実施条例を制定する。
第 60 条 この法律は、2008 年 1 月 1 日からこれを施行する。1991 年 4 月 9 日に第 7 期全国人民代表大会第 4 回会議が採択した「外国投資家投資企業及び外国企業所得税法」及び 1993 年 12 月 13 日に国務院が公布した「企業所得税暫定施行条例」は、同時にこれらを廃止する。

(中文法令研究会翻訳。会長：萩野敦司 副会長：広瀬元康 事務局長：森啓太)

弁護士法人 瓜生・米賀法律事務所